

## 第5章 災害復旧・復興計画



## 第5章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復興体制の整備

#### 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時職員等の雇用を行う。

県、他自治体等からの応援職員の支援にあたっては、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、町から他自治体へ応援職員を派遣する場合も同様に配慮する。

## 第2節 復興対策の実施

都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施する。

### (1) 復興に関する調査

災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等については、本計画第2章「災害予防計画」において定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

#### 1) 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

#### 2) 都市基盤復興に係る調査

##### ① 公園・緑地等の被災状況調査

町は、避難場所、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

##### ② その他都市基盤復興に係る調査

町は、治山・下水道・交通施設・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

#### 3) 住宅の復興対策に関する調査

町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

#### 4) 生活再建支援に係る調査

##### ① 罹災証明用住宅被災状況調査

町は、各種の支援措置を実施するために必要な罹災証明書を交付するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。

##### ② 死亡者数、負傷者数等に関する調査

##### ③ 離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

##### ④ その他生活再建に係る調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被

災状況について調査する。

#### 5) 地域経済復興支援に係る事業所等の被害調査

町は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行う。この際、被災地全体の概要の把握に努めるが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

### (2) 復興計画の策定

町は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行う。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

#### 1) 復興の基本方針の策定

##### ① 復興理念と基本目標の設定

町民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。

##### ② 復興の基本方針の策定

復興計画は、国・県と協議を行い、次の基本方針により策定する。

ア 町総合計画に基づき、安全で豊かな暮らしと住みよいまちづくりを図る

イ 町都市計画マスタープランに基づき、災害に強い町づくりを図る

ウ 公共施設及びライフライン等の耐震化の強化

エ 町民意見の反映

オ 被災教訓の反映

##### ③ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なため、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

#### 2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合性を図る。

災害復旧に関する主な事業計画は次のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業計画

② 農林業施設災害復旧事業計画

③ 水道施設災害復旧事業計画

- ④ 下水道施設災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ その他の災害復旧事業計画

### 3) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要となる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

### (3) 復興財源の確保

#### 1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定する。また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととする。

#### 2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していく。

#### 3) 災害復旧事業に伴う財源確保

法律等により、国が、費用の全部または一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業について、その事業費の決定にあたっては、主務大臣が県知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき行うこととしている。このため、各部は、災害復旧事業の計画及び実施にあたっては、関係法令の定めるところにより、資料の収集、作成、実地調査等に十分配慮し、災害復旧事業を行う。

国が、費用の全部または一部を負担、若しくは補助する法律等は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）

- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ③ 公営住宅法（平成19年法律第52号）
- ④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑦ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年建設省都市局長通達第194号）
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ⑩ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- ⑪ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

#### （4）市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

##### 1）都市復興基本方針の策定

町は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

##### 2）建築制限の実施

町は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

##### 3）住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行う。また、公営住宅の入居対象外の町民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

#### （5）都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施する。

1) 被災施設の復旧等

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努める。

2) 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる公園、水路などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化などを基本目標とする。

① 公共施設

被災した公共施設については、災害応急対策による応急復旧終了後、被災施設の原形復旧と合わせ、災害の再発防止または被害の軽減を図るため、検討を行い、必要な施設の新設、改良等行う。災害復旧の実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から優先して行う。

② 道路施設

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

③ 公園・緑地

町は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備する。

④ ライフライン施設

町は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の強化など防災性の向上に努める。

⑤ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・森林等

町・施設管理者は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

⑥ 災害廃棄物等

損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、適正かつ円滑・迅速に処理を進める必要がある。

ア 災害廃棄物等の処理

町は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、町

は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

#### (6) 被災者生活再建支援

被災者の生活復興は、災害の前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、町民、民間機関が連携し、協働することが大切である。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、町外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要がある。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要がある。

##### 1) 被災者の経済的再建支援

町は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

###### ① 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法（平成10年法第66号）に基づき、被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

###### ② 災害援護資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「山北町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

###### ③ 生活福祉資金の貸付

町、県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得者世帯を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

###### ④ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し「山北町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給する。また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた町民に対しては、同条例に基づく災害障害見舞金を支給する。

###### ⑤ 災害給付金及び災害見舞金の支給

町は、町内における火災、風水害により、固定資産税が課せられた家屋が災害を受けた場合、その所有者に対し、「山北町災害給付金及び災害見舞金の支給に関する条例」に基づき災害給付金及び災害見舞金を支給する。

###### ⑥ 災害復興住宅資金の融資

地震、暴風雨、洪水、その他の災害により、住宅が滅失または損傷した者は、住宅金融公

庫法及び同法施行令の定めるところにより、住宅金融公庫から住宅の建設、購入、補修、移転及びそれに伴う宅地の整備、土地の購入、借地権の取得を行うのに必要な資金の融資を受ける事ができる。

⑦ 義援物資の受け入れ及び配分

ア 義援物品の受け入れ、保管

a 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握するとともに、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

b 町民や自治体等から拠出された義援物品は、予め指定した場所で受け入れる。

c 受け入れた義援物品の保管場所は、災害状況等を勘案し、次の施設から選定する。

- 生涯学習センター
- 本庁舎地下防災倉庫
- 清水支所、三保支所
- その他、町施設

イ 義援物資の配分計画

被災者への生活必需品の供給時に、義援物資の活用を図る。

ウ 義援物資の募集

町は、被災状況や需給状況等により、不足する物資の把握を行い、新聞、テレビ等の報道機関の協力を得て、受け入れ希望物資のリストを公表し、周知を図り、義援物資を募集する。

⑧ 義援金の受け入れ及び配分

町は、義援金の受け入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受け入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ア 義援金の受け入れ、保管

町民や自治体等から拠出された義援金で、町に寄託されたものについては、町が受け入れ、会計管理者が保管する。

イ 義援金の配分計画

a 県が、町及び日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体と義援金の募集、配分に関する委員会を組織した場合は、町が保管する義援金は、県委員会に送付する。ただし、寄託者が用途を明確にしたものについては、この限りでない。

b 町は、必要に応じて、関係団体を構成員とする義援金配分委員会を設置し、次の事項を審議決定する。

- 義援金の配分計画の策定
- 義援金の受付け・配分に係る広報
- その他、義援金に関する必要事項

ウ 義援金の配分

義援金の配分は、県または町が設置した委員会で定めた配分計画に基づき適切な配分を行う。

⑨ 生活保護

町は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

⑩ 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、固定資産税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

ア 期限の延長

罹災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害が治まったあと2ヶ月以内に限り、当該期限を延長する。

a 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により、適用の地域及び期限の延長日を指定する。

b 災害が収まった後、速やかに、罹災した納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

罹災した納税義務者等が町税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに、1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、猶予の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

罹災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。

a 町民税

罹災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて、減免を行う。

b 固定資産税

罹災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて、減免を行う。

c 軽自動車税

罹災した軽自動車（原動機付自転車、自動二輪含む）の被災の程度に応じて、減免を行う。

⑪ 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

ア 国民健康保険税の減免等

a 減免

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて、保険料を減免する。

b 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができずと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができずと認められる金額を限度として、1年以内において、徴収を猶予する。

イ 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者またはその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ小田原社会保険事務所長に免除申請書を進達する。

ウ 保育・幼稚園保育料の減免

災害により損失をうけた場合は、その損失の程度に応じて、減免する。

⑫ 罹災証明書の交付

罹災証明書（様式編『様式-24』（p.418）による）は、災害救助法による各種施策や町税等の減免、徴収猶予措置、各種保険の請求などを行うにあたって必要とされるため、早期かつ適切に発行する。

ア 罹災証明書の対象

罹災証明書は、以下の項目について、証明を行う。

- a 人的被害
- b 建物被害
- c その他の物的被害

イ 罹災証明書の交付

罹災証明書は、罹災証明書の対象となる建物等の所有者及び占有者等の申請（様式編『様式-23』（p.417）による）に基づき、町長または小田原市消防本部消防長が交付する。

なお、罹災証明書の交付にあたっては、査定漏れや査定の追加等による混乱が起きないように、被害査定基準の明確化や査定要員の教育の徹底を図る。

a 罹災台帳

罹災証明書の交付は、被害調査の結果に基づき作成した、罹災者台帳（様式編『様式-25』（p.419）による）により行う。

b 申請窓口及び交付窓口

罹災証明書の申請及び交付の窓口は、本庁舎及び清水・三保支所とする。

なお、火災による罹災証明書の交付は、小田原市消防本部及び足柄消防署で行う。

c 申請方法

申請は、原則として、窓口で直接行う。

なお、災害による負傷等のため直接申請できない場合は、郵送等による申請を受け付ける。

d 再調査の申出

被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合は、再調査を申出る事ができるものとする。町長は、再調査の申出があった建物に対し、迅速に再調査を実施し、結果を連絡する。

ウ 罹災証明書の交付に関する広報

罹災証明書の交付は、広報紙等により周知する。

2) 精神的支援

① 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

町は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、かながわDPATや医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じる相談室や専用電話等を設けるとともに、必要に応じ訪問相談を行う。

② 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

町は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行う。

③ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

④ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

町は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

3) 要配慮者対策

① 高齢者、障がい者、児童等への支援の実施

町は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受け入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、災害直後から復興期にかけて、要配慮者に対し、適切にサービスが提供できるよう、社会福祉施設等の管理者や関係機関との連携システムを強化する。

なお、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施する。

② 外国人被災者への支援の実施

町は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明書、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行う。

4) 社会福祉施設、社会復帰施設等

① 地域の福祉需要の把握

町は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

② 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

③ 福祉サービス体制の整備建

町は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

5) 生活環境の確保

① 食品・飲料水の安全確保

町は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

② 公衆浴場等の情報提供

町は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行う。

6) 教育の再建

① 学校施設の再建、授業の再開

町は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

② 児童・生徒等への支援

町は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱う。

7) 社会教育施設、文化財等

町は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

8) 情報提供、町民相談

町は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

① 総合相談窓口の開設

大規模災害時、町は、被災町民のための総合相談窓口を設け、相談・要望・苦情等を聴取し、その解決を図る。

相談等の内容についての確に対応するため、国、県、防災関係機関、団体等と連絡を図るとともに、医療・法律・金融など専門知識を有する人材の協力を求める。